

**平成31年度「若者就職・定着総合応援事業（就職困難者向け）」
業務委託に関する質疑と回答**

〔公募事業の業務内容に関する質問〕

番号	質 問	回 答
1	訓練生とは雇用契約は結ばないのか。	雇成型訓練ではないため、雇用契約は締結しない。受講生という位置付けで、募集、選考を行うこと。
2	訓練生と雇用関係のない状況で、OJT先や就業先の企業様に対して、訓練生をどのように紹介していくのか。	京都府から委託されて訓練及び就職・定着支援を実施している事業者として、自社の訓練を受けている受講生を、OJT先や就業先の企業様に紹介いただきたい。
3	訓練生の出席の証明は必要か。	雇用関係は無くとも、訓練を受講されていることから、訓練実績を証する書類として、出席簿や訓練日誌、OJT実施中についても週報等の提出が必要。
4	就職に結びついていない若者の定義は。	長期離職者やひきこもり経験者などを対象と考えている。 募集要領では、長期離職者（6ヶ月以上就職活動を続けている求職者）、高校中途退学者、ひきこもりの若者等としているが、この事業の支援が必要だと当課が判断した場合は、この限りではない。（訓練生の選考時に相談いただきたい。）
5	対象年齢については。	「京都府若者の就職等の支援に関する条例」に基づく「実践的就職支援計画」の認定を受けていただくことを前提としていることから、原則は35歳未満の方が対象となるが、この事業の支援が必要だと当課が判断した場合は、この限りではない。（訓練生の選考時に相談いただきたい。）
6	人手不足業界は、ものづくりと介護・福祉業界に限定されるのか。	分野は例示であり、ものづくり、介護・福祉を中心に、建設、運輸、北部（全分野）などについても想定いただくことは差しつかえない。
7	成果目標の設定について、生産性貢献度75%以上とあるが、何をもって貢献度を測ることとしているのか。	訓練修了後、事業の検証と今後の運営の参考とするため、OJT実施後雇用受入事業所に対して、事業修了後の定着状況及び事業成果に関する調査を実施することとしており、その調査回答から、貢献度を測ることとする。
8	実施団体が任意に作成する訓練生の募集に係るチラシについて、京都府の許可が必要か。 また、京都府は事業チラシを作成されているのか。自社のチラシと併せて配布することは可能か。	チラシ原稿の完成前に、記載内容について、京都府の確認を受けること。 訓練生向け、企業向けのチラシを作成しており、要望があれば併せて配布いただくことは可能。

〔事業対象経費に関する質問〕

番号	質 問	回 答
1	委託費の中で車をリースすることは可能か。	企業実地訓練調整等活動旅費として計上することは可能。但し、運転記録簿等での管理（事業のための利用のみ）が必要。
2	業務従事者の健康診断費は対象となるか。	専任の業務従事者で法定福利費として認められるものについては対象となる。
3	委託料は精算払いか。事業目標に達しなかった場合はペナルティがあるのか。	委託料は原則精算払いであるが、業務従事者に係る人件費部分については、請求があれば前金払は可能。 また、事業提案書で定めた事業目標を下回った場合は、目標達成に向けて、事業者がどのような努力を行ったか、十分な説明責任を果たしていただく必要がある。
4	スタッフ給与の振込手数料の取り扱いはどうか。	個人や個別企業に対する給付経費及びそれに類するものは、これまでの事業と同様に対象外。
5	交通費が負担となる訓練生も想定されるが、対象経費として認められないか。	交通費については、特定の個人に対する給付経費に当るため、原則として認められないが、事業実施団体の訓練会場から企業実地訓練先間の交通費など、企業実地訓練（OJT）訓練生移動費については、個人給付には当たらないこととして整理し、対象経費として認めることとする。 ただし、交通費の詳細が把握できる明細を作成し、管理を行うこと。
6	訓練生の交通費について、事業実施団体が、対象外経費として、訓練生に実費支給することは可能か。 また、訓練生募集のチラシにその旨記載することは可能か。	対象外経費として、実費支給することは可能。 ただし、交通費の詳細が把握できる明細を作成し、事業実績報告書、5収支決算②「委託事業によって生じた収入等」の支出の部（別途負担経費）へ記載すること。 訓練生の交通費について、実費相当分について、実施団体が支給する旨の記載であれば可能であるが、京都府の確認が必要。
7	事業実施団体が、事業修了時に訓練生に対して、対象外経費として報奨金を支給することは可能か。	報奨金の内容が、社会通念上認められる範囲内であるか、事前に京都府に相談いただき、問題なければ、対象外経費として支給は可能。 ただし、報奨金の詳細が把握できる明細を作成し、事業実績報告書、5収支決算②「委託事業によって生じた収入等」の支出の部（別途負担経費）へ記載すること。
8	事業実施団体が、自社でOJTを実施することは可能か。 また、OJT実施に係る指導者の人件費等を対象経費とすることは可能か。	自社でOJTを実施することは可能。 企業実地訓練に係る原材料、指導時間相当分の人件費については、対象経費として計上可能。